

令和6年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年4月11日					
3. 開催通知の期日	令和6年4月11日					
4. 招集期日	令和6年4月25日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 4階議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	欠
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美知子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	欠
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

農業委員会名簿について
農業委員会役職一覧について
農業委員会報酬について
農作業入門講座について
令和6年度長野県市町村・JA合同就農相談会について
令和5年度最適化活動の点検・評価について

<開会>

臨時会長代理 ご苦労さまです。ただいまから、令和6年度第4回山ノ内町農業委員会定例総会を開催します。

本日の欠席は、白鳥委員より臨時議会のため遅刻または欠席との連絡が入っております。また、福井会長代理につきましては、忌引のため欠席という連絡をいただいております。

会長代理が欠席ですので、会長からのご指名により、私、齊藤が会長代理を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

では、招集者挨拶として、佐藤会長から申し上げます。

<招集者挨拶>

議長 初めての会議ということで招集いたしました。

前回の会議のときに、私が委員の名前を言い間違えたので、それについておわびをしようと思います。

それにつきまして、下田健志委員と、富澤博文委員の名前を間違えたようでございまして、この場でおわびいたします。

また、今後いろいろあろうかと思いますが、眼鏡が合わなかったりといろんなこともありますので、お許し願いたいと思います。

それから、先日、長期予報を聞いておりましたら、この3か月、また暑い日が続くというようなことで、皆さん畑なり田んぼなり行ったときに、熱中症等気をつけて、水分補給をしっかりとっていただき、まだ体が暑いのに慣れていないということだと、大変熱中症は怖いので、水分補給等気をつけて頑張ってくださいと思います。

簡単ではございますが、挨拶といたします。

臨時会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を佐藤会長よりよろしく申し上げます。

<議事録署名委員の選任>

議長 まず、4番の議事署名人の選考を行います。今回は

3番 関 正秀 委員

4番 湯本幸作 委員

よろしく願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入ります。
報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1ページ目をご覧ください。報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は5件です。
本件の報告は、農地相続の届出報告です。
1件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇外3筆、現況地目、畑、現況面積3,230平米、農地のあっせん希望が一部ございます。資料20ページ、位置図をご覧ください。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南の方角にある農地2筆になります。
1ページ目に戻ってください。
2件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇外1筆、現況地目、田、現況面積2,443平米、あっせんの希望はございません。
3件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇外11筆、現況地目、畑、現況面積1万6,085平米、あっせんの希望はございません。
4件目、農地所有者は、〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇外4筆、現況地目、畑、現況面積3,090平米、あっせんの希望が一部ございます。資料21ページの位置図をご覧ください。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南の方角にある農地1筆になります。
資料1ページに戻ってください。
5件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇外1筆、現況地目、畑、現況面積9,852平米、あっせんの希望がございます。22ページの位置図をご覧ください。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東の方角にある2筆です。
以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、何か質問がありましたら挙手の上、指名されましたらマイクに向かって発言願います。よろしいでしょうか。(なし)
ないようなので、次に、先に進みます。
(2)報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。
本件は、貸借の解約の届けとなります。
所在地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,060平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の息子へ所有権移転するためとなります。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告事項につきまして、何か質問がありましたら挙手願います。よろしいでしょうか。(なし)

ないようですので、先に進みます。

(3) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3ページをお願いします。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。

本件は、農地を農地として売買、贈与するものとなっております。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに499平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇の〇〇〇、所有面積8,833平米、耕作面積1万1,020平米、家族総数3、稼働人員3、申請地は大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積499平米、契約内容は売買で、価格は45万2,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を23ページ、公図を24ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇から約40メートルほど北東に位置する農地となります。

2件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3,177平米、耕作面積52平米、家族総数4、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積7,102平米、家族総数2、稼働人員1、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積3,125平米、契約内容は売買で、価格は50万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を25ページ、公図を26ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇から約180メートルほど北東に位置する農地となります。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1,060平米、耕作面積ゼロ、家族総数3、稼働人員ゼロ、受人は、〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積3,559平米、家族総数4、稼働人員1、申請地は大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積1,060平米、契約内容は売買で、価格は100万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため、受人につきましては、桃の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約110メートルほど南東に位置する農地となります。

資料4ページをお願いします。

4件目ですが、申請人、渡人は、〇〇の〇〇、所有面積1万6,404平米、耕作面積1万9,203平米、家族総数4、稼働人員2、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積3,559平米、家族総数4、稼働人員1、申請地は大字平穩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積38平米、契約内容は売買で、価格は4万円となります。位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約117メートルほど南東に位置する農地となります。

5件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに5,591平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1,228平米、耕作面積1万4,442平米、家族総数4、稼働人員4、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積999平米、契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため、受人につきましては、野菜の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より約320メートルほど北西に位置する農地となります。

らも作るということで話がまとまったということです。お願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。
下田委員、お願いします。

下田委員 次の案件もそうなんですけれども、27ページと29ページの、○○○○○○○○
○○○というのは、今なら○○○になっちゃうんだけれども、これは○○○○○○
○の地図、地図のほうが間違いということによろしいんですね。

事務局 ちょっと地図が古いもので、すみません。

議 長 ほかにありますでしょうか。(なし)
ほかになければ、採決に入ります。議案案件、賛成の方、挙手願います。(全員挙
手)
全員賛成ということで、可決といたします。
それでは、4番の案件につきまして、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この畑につきましては、今の○○さんが買われた畑の入り口にある38平米の小
さな土地ということで、この○○さんが買われた畑の入り口にあるということで、
入り口が狭くなってしまうということで、○○さんにこの場所を譲ってもらえない
かと相談したところ、快く譲ってもらえたということです。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成ということで、可決といたします。
それでは、5番の案件について、補足説明、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 渡人の○○さんは、もう○○○○○でご高齢ということで、この土地はずっと○○
さんが管理していました。今は剪定畑、野菜を少し植えて、あと、おうちで使われ
るまきの置場として使っていらっしゃるんですが、草刈り等もきちんとされて、大変
よく手入れされています。行く行くは何か植えて規模拡大したいということで、○
○さんからの申出で贈与に至りました。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方は挙手願います。よろしいでしょうか。
(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成、可決といたします。
次の6番に入る前に、山ノ内町農業委員会会議規則第10条において、委員会の委
員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事
に参加することができないとなっております。
ここで、該当委員の湯本浩委員、一時退席、お願いいたします。(湯本浩委員退室)
それでは、6番の案件について、佐藤和彦委員。

佐藤和彦委員 ○○さんの畑を2年間○○さんが管理をされて、そして、3年目のこの時期に、

〇〇さんのほうから、もう高齢のためにもう耕作は無理だということで、ぜひ土地を譲りたいという話がありまして、〇〇さんも快くお引受けするという話がまとまりましたので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、質問のある方、挙手願ひします。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を願ひします。(全員挙手)
総員賛成ということで、可決といたします。(湯本浩委員入室)
湯本委員、可決ということでお願ひいたします。
次に進みます。
(4) 議案第13号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 資料8ページをお願ひします。
議案第13号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規設定が8件、再設定が9件の計17件です。
1件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,415平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。
2件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,740平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万5,000円の新規設定となります。
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,527平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。
4件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇外2筆、合計面積1,398平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定で野菜とリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円と3,000円の再設定となります。
5件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積2,318平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。
6件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,188平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で7,200円の再設定となります。
7件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積2,360平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で4万円の再設定となります。
8件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積3,450平米のうち1,700平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定してい

ます。賃料は全体で1万5,000円の新規設定となります。

9件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,154平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の再設定となります。

10件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積1,261平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1年目から3年目が3,600円、4年目から10年目が1万2,000円の新規設定となります。

11件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積2,691平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

12件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積4,335平米のうち2,578平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

13件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇外2筆、現況地目、畑、合計面積3,327平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万3,000円の再設定となります。

14件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積941平米のうち125平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は10アール当たり8,000円の新規設定となります。

15件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、現況地目、田で、合計面積5,102平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1,000円の再設定となります。

16件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,914平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設定でシャクヤクの作付を予定しています。賃料は全体で2,000円の再設定となります。

17件目ですが、公社の案件になります。設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、転貸人が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,129平米、利用権の種類は賃借権で、10年8か月の設定となりますが、リンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり4,429円の新規設定となります。

以上、17件につきまして、承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件から補足説明をお願いいたします。1番は山本委員、お願いいたします。

山本委員 〇〇〇〇さんは、当該地の隣接の樹園地で桃を栽培しておりまして、〇〇さんのほうからぜひにということで頼まれまして、引き受けて桃の栽培をするということで

す。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手を願います。よろしいでしょうか。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成、可決いたします。
2番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この案件につきましては、新規ということになっていますが、お父さんの〇〇〇〇さんが以前から借りておられた畑ということで、〇〇さんもしっかりやれていますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようでしたので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件につきまして、補足説明、下田委員、お願いいたします。

下田委員 こちらの8ページのものと同じなんですけれども、新規就農者ということで、〇〇さんは昨年初めに〇〇地区でリンゴ畑を借りられまして、去年、〇〇地区で桃も借りられまして、今回桃ということなんですけれども、正月のときの新規就農者紹介のときに本人さんにお聞きしたんですけれども、自分の気持ちとしては桃をやりたいということでありまして、今回桃の10年の設定ということです。今のところ本人の希望とすると、〇〇地区にいいところがあったら、そこに住みたいというような話もしているんですけれども、現状〇〇〇〇に住んでいらして、畑はあちこち遠いかもしれませんが、話していてかなりやる気を感じますので、問題ないと思います。年齢も〇〇〇〇ということで若いということで、皆さんよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成、可決いたします。
4番の案件、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは、高齢のため規模を縮小しております。また、〇〇〇〇さんは親戚筋で、前から借りて一生懸命やっておられます。再設定ですので問題ないと思いますが、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番と6番の案件、補足説明を望月委員、お願いいたします。

望月委員 5番の〇〇さんは、〇〇さんの田んぼをもう10年以上耕作されておまして、ま

だまだ米作りをしていけるとのことで、更新したいということです。再設定ですのでよろしくお願いいたします。

議 長 続けて6番もお願いいたします。

望月委員 6番の〇〇さんは、〇〇さんの畑のほかにも借りており、1町歩以上リンゴを作られております。奥様もリンゴの加工品を作るなどしてしっかり仕事をされています。再設定でもありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
5番、6番について、質問のある方、挙手願います。(なし)
それでは、ないようでしたら、まず5番から採決いたします。5番の件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
それでは、7番について、補足説明、月岡委員、お願いいたします。

月岡委員 再設定の設置ということで、引き続きブドウを作られるということです。今までも問題なく管理されておりましたので、これからも問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成、可決いたします。
8番の案件について、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 〇〇〇〇さんなのですが、高齢で、また奥さんが寝たきりの状態になってしまっていて、畑をもうちょっと減らしたいと思っているところに、〇〇〇〇君がやりたいということで、この畑をやることになりました。まだ〇〇君も若いので、パイタリティーもあるし、十分問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続けて9番も一緒にお願いいたします。

湯本幸作委員 〇〇〇〇さんなのですが、今、まだ勤めていて、農家はできないと。そんな中、〇〇〇〇君がやるということでやっていらっしゃる。〇〇君の親が、まだちょっとあまり体調もよくないということで、〇〇君が借りる畑は毎年1年ずつの更新になっています。〇〇君もしっかりやっているの、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
8番、9番の件につきまして、質問のある方、挙手願います。よろしいでしょうか。(なし)
それでは、8番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成、可決いたします。

9番について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、10番の案件について、補足説明、下田委員、お願いいたします。

下田委員 ○○○○○○○、代表者お1人の、○○○○○ぐらいですけれども、○○○○さんがやられるところです。それで、貸せる方、○○○○○さんは、今お1人で農業をやられてまして、自分のうちの周りに農地を集約しているような形でありまして、このところも3年ぐらい前か、ミサカツガルといういい品種をちょうど作ったところでありまして、○○君も、うちから近いいい場所であるので、10年借りられるということで問題ないということで、お互い喜んでいきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、11番から13番までの補足説明を、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 まず、11番、○○さんですが、就農して一応2年ほどということで、まだお勤めをしながらの農業ということでした。奥さんがメインで畑仕事を頑張っているということです。今回、初めての利用権設定と、あと○○○○奥様の実家の畑を2人で頑張っているとのこと。将来的には規模拡大していきたいと、とても意欲的で、まだ○○○と若いので頑張ってくれると思います。よろしく願います。
12番、○○○○さんは、地域の後継者としてとても頼もしく農業をしている方です。この土地は、○○○○さん、勤め人ということで、もう長いことお父さんの代からずっとリンゴを作り続けています。とてもきれいに管理されて、毎年立派なリンゴができていよう、再設定ですので問題はないと思います。
13番、○○さんですが、この同じ大きい畑を廣大さんと半分にして上下で作っていらっしゃいます。こちらも長年リンゴ栽培、よく管理されているんですが、○○○になったということで、1年の設定にしていきたいということでした。まだまだ頑張れるんですが、将来的に借りてくれる人がいたら徐々に譲ってきたいということでしたが、まだまだ大丈夫ですので、再設定ということでよろしく願います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの11、12、13の項目につきまして、質問のある方、挙手願います。
小古井委員、お願いします。

小古井委員 11、12、13のどれでもいいんですね。

議 長 はい。

小古井委員 ほかにも共通することで、伺いたいんですけれども、12番の○○さんの場合、世帯員が2人、男2人、女2人で、農業従事者が4人で、そのうちが15歳以上60歳未満が2人で、雇用が300日とあるんですけれども、これは4人以外に300人の雇用があるというこの書き方になるんですかね。以前からこの書き方の意味

がよく分からなくて。ちょっとその辺、確認も含め説明をお願いしたいです。

事務局 雇用労働力年間延べ日数なので、300人じゃなくて300日です。

小古井委員 すみません、それでは、この、区分けを説明してもらえませんか。農業従事者と農業補助者の違いが分からないし、その雇用労働者というのは補助者のことを数えているのか、いないのか。

例えばこれだけの面積に対して何人の労働日数、人数でやるのかということと、あと、雇用をどのくらい入れているのか。

雇用なんだけれども、農業補助者と雇用している人の、例えばパートさんとかの関係というのは含まれるのか、含まれないのかというのがよく分からないですけれども、どういう区分けでになっているか教えていただきたい。

事務局 農業従事者は、150日以上農業に従事している者になりまして、農業補助者は150日未満従事している者を記入するようになっているようです。

小古井委員 雇用というのはこれには関係なく、パートさんとかでお願いしている延べ人数ですか。

事務局 そうですね。ここに雇用者、すみません、その人数は記載していただいていなくて。

小古井委員 まあ延べでいいんだけど、農業従事日数が250日だから、ときには1人ないし2人とか、使っていないときと、3人お願いしているとか、それを全部ひくくめて300日とかという理解はできるんだけど、それは、農業補助者は含まれるのか、含まれないのか。

事務局 すみません、そこは確認したいかと思います。

小古井委員 それと、こんな絡みで法人化を目指しているというか、進めている中で、法人になった場合、従業員という扱いとかになるんですけども、その従業員というのはどういう扱いになるのか。このどこの区分けに入るのかというものはっきりさせていただければ分かりやすいので、また次回のときにご説明をお願いします。

事務局 はい。

議長 それでは、今、小古井委員からありました雇用労働力の日数の関係と、それから、今の法人化したときの従業員がどこに入るのかと、農業従事者に入るのか、補助者に入るのかとか、入らないのかとか、そのようなことを、次回では調査して説明いただきたいと思いますが、事務局、お願いいたします。

小古井委員、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。(なし)

ほかになければ、11番の案件から採決したいと思います。

11番の案件に賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、12番の案件につきまして、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

13番の案件について、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、14番、15番、16番、望月委員、補足説明をお願いいたします。

望月委員 14番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは分家同士で、自宅の隣にある〇〇さんの畑は、自宅があったときより借りて野菜を作られておりました。〇〇さんは、〇〇の〇〇を退職後、自宅を壊し、現在は〇〇〇から通い、今も1年に半分ぐらいはずっと野菜作りをしに来ております。一応ここで利用権設定をしたいとのこと。よろしくをお願いいたします。

15番、〇〇〇さんは、体調を崩された〇〇〇〇さんの田を任せられ、ずっと田を、米作りをされて、ここで再設定とのこと。先日も筋まきをされ、田も起こし始めております。米研究会のメンバーでもあり熱心な方ですので、問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

〇〇〇〇さんは、体調を崩されていた〇〇〇〇さんの畑を借り、シャクヤクを作っていたのですが、体調が回復された達也さんが畑を返してほしいと相談されました。シャクヤクの花の株があるため、あと1年借りることで合意されました。再設定なので問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

補足説明のありました14、15、16につきまして、質問のある方、挙手願います。よろしいでしょうか。(なし)

それでは、14番から採決いたします。

14番の件につきまして、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

15番につきまして、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

16番につきまして採決いたします。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、17番の案件につきまして、補足説明、湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 〇〇さんなのですが、体調が悪くて農家をやめました。それで、この〇〇さんがやっていた畑を公社の方が借りてやると。それで、その公社の畑を、今度新しく〇〇〇〇〇さんが畑を借りてやるということです。中間に公社が入っていることでややこしく思うんですけども、何の問題もないと思いますのでよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。よろしいでしょうか。(なし)

それでは、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決いたします。

次に進みます。

(5) 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料16ページをお願いします。

議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてです。

令和6年4月16日付で農用地利用集積等促進計画(案)についての意見聴取の依

頼が山ノ内町長よりありました。今回の意見聴取は、耕作者を変更する権利移転についてとなります。

資料18ページをお願いします。

従前の借受者は、〇〇の〇〇〇、新たな借受者は〇〇の〇〇〇〇、利用権を設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、耕作面積、合計面積1,267平米、利用目的はリンゴの作付となります。農業経営の状況等は、19ページのとおりになります。

以上につきまして、協議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

補足説明に入る前に、本人の案件がありますので、湯本浩委員、一時退席をお願いいたします。(湯本浩委員退室)

それでは、この1番の案件につきまして、補足説明を佐藤和彦委員、お願いいたします。

佐藤和彦委員 〇〇〇さんは、現在、中間管理機構を通じて農地を借り受けています。息子さんにここで経営移譲されるということで、権利移転されるそうです。息子さんもしっかり浩さんと一緒に耕作をされていますので、何の問題もないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決といたします。(湯本浩委員入室)

湯本委員、可決ということでお願いいたします。

議事につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時会長代理 佐藤会長、進行ありがとうございました。

<その他> 農業委員会名簿について
農業委員会役職一覧について
農業委員会報酬について
農作業入門講座について
令和6年度長野県市町村・JA合同就農相談会について
令和5年度最適化活動の点検・評価について
当面の日程について

臨時会長代理 では、以上をもちまして第4回定例総会を閉会とします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時42分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
